

24 中総企第 473 号
平成 24 年 7 月 31 日

中間市行政経営改革有識者会議会長 様

中間市長 松下俊



行政経営改革について（諮問）

地方自治体を取り巻く社会経済状況は大変厳しく、早急な景気回復や税収を含めた歳入の大幅な増加が望めない中、福祉や教育、安全安心に対する市民のニーズは複雑多様化かつ高度化していく傾向にあります。

本市におきましては、これまで自治体の経営理念を「行政管理型」から「行政経営型」へ転換し、「自立」「協働」「効率」の三つの視点から、持続可能な行財政基盤の確立に向け、平成 17 年度から「行財政集中改革プラン」を策定し、様々な歳入確保及び歳出抑制策に取り組み、一定の成果を上げてまいりました。

しかしながら、これから地方分権が進展していく中、自己決定・自己責任という地方自治の原則のもと、限られた行政経営資源を最大限活用しながら、有効な施策を選択し、市民が求める質の高い行政サービスを提供するよう、最小の経費で最大の効果があげられるよう取り組んでいかなければなりません。

つきましては、本市が目指す「住んでみたい街づくり」「住んでいて良かった街づくり」の実現に向け、下記の項目における基本的方向性、本市が採るべき「選択」について、中長期的な視点から、本市行政経営の改革方針について、貴会の意見を求めます。

記

- 1 公営企業改革について
- 2 民間委託の推進について
- 3 事務の広域処理について
- 4 組織マネジメントについて

1 公営企業改革について

(1) 水道事業について

本市水道事業は、これまで長い歴史の中、数次の拡張事業を行いながら、安全な水の安定供給を行ってきました。また、昭和46年には隣接する遠賀町との水道事業の併合を行い、現在は2つの浄水場により、合わせて32,600 m³/日の給水能力を持ち、中間市、遠賀町ともに、水道普及率はほぼ100%を達成しています。

しかし、近年は、給水人口が減少する傾向が顕著であり、少子化の進展と併せて生活様式が多様化する中で、節水意識の高まり等により、今後給水収益の増加は期待できない状況にあります。

また、良質な水道水質の維持には、必要不可欠な施設や設備の改修や更新は避けることができない課題ではありますが、とりわけ西部浄水場の老朽化が著しく、早急な大規模改修又は施設建替えの時期となっています。

つきましては、健全な事業運営を維持しつつ、安全な水道水の安定供給に向けた、今後の本市水道事業のあり方について、有識者会議の意見を求めます。

(2) 病院事業について

市立病院は、大正8年に炭鉱の附属病院として設立されて以来、昭和40年の公営化を経て、これまで地域住民の健康維持や地域医療の確保のため重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、多くの公立病院において損益収支をはじめとする経営状態が悪化するとともに、医師不足の問題等もあり、抜本的な公立病院改革が求められるようになりました。

当院においても、平成21年3月に「公立病院ガイドライン」に基づく「中間市立病院改革プラン」を策定し、経営の効率化に向けた取り組みや経営形態の見直し検討を行ってまいりました。

つきましては、当院が、公的病院として良質な系統的かつ継続性のある地域医療提供体制を確立すること、及び、予防医療体制における基点病院として、健康づくり支援策展開の一翼を担うためには、当院が、どのような方向性に進むべきか、有識者会議の意見を求めます。

2 民間委託の推進について

国が進める行革においても、簡素で効率的な行政運営を目指し、職員の定員管理や給与の適正化と並んで、「民間委託の推進」が大きな柱となり、「民間にできることは民間で」という観点から構造改革の重要課題の一つとして取り組まれてきました。また、地方自治体においても、事務・事業の見直しを行い、指定管理者制度の導入や事務・事業の民間委託を積極的に進めるよう指導されてきました。

本市においても、「公共サービス改革法」ならびに「公共サービス基本方針」に基づき、関係条例等を整備し、平成 18 年度から指定管理者制度の導入や事業の民間委託を積極的に推進してきたところです。

つきましては、市民にとって真に必要な公共サービスについて、質を低下させることなく、効率的かつ効果的に提供できるよう、更なる民間委託を推進するにはどうあるべきか、有識者会議の意見を求めます。

3 事務の広域処理について

市町村合併後、市町村の人口・面積規模は依然大きな差異が生じているのが現状ですが、今後、人口減少・高齢化が進展しく中、小規模自治体では周辺自治体間での広域連携による事務の共同処理は、市民サービスを維持向上させていく上で重要な選択肢となってきています。

このことから、本市においても、広域で行うことが効率的な事業である、ごみやし尿処理、火葬、下水処理等を一部事務組合を設置し処理しているところです。

つきましては、これらの事業に限らず、広域処理を行ったほうが効率的な事務及び施策について、有識者会議の意見を求めます。

4 組織マネジメントについて

市長の権限及び担任する事務については、地方自治法に定められており、業務内容についても、膨大かつ多岐にわたることから、その権限に属する事務の一部を補助機関である職員に委任し、臨時に代理させることができることとなっています。これまで、市長を支える体制としては、特別職として助役や収入役を配置しておりましたが、地方分権の進展等により、地方自治体が所管する行政分野や財政規模は拡大しており、市長を支えるトップマネジメントの重要性は増す一方であります。

今後、本市は、様々な行政需要に対し、地域の自主性・自立性を高め、自己決定・自己責任という地方自治の本旨に基づき、様々な行政課題に向かい合っていかなければなりません。

つきましては、本市の組織力強化に資するため、市長・副市長の役割の明確化、市長を支えるための有効なトップマネジメントの充実・強化について、有識者会議の意見を求めます。

24 中教学第 2042 号
平成 24 年 7 月 5 日

中間市行政経営改革有識者会議会長 様

中間市教育委員会
教育長 吉田



学校教育行政のあり方について（諮問）

現在、本市を含めた地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、更に大きく変化しようとしています。

本市におきましては、「自立」「協働」「効率」の3つを基本的な柱とした、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、平成17年度に「行財政集中改革プラン」を策定し、歳入の確保や歳出の抑制に取り組み、一定の成果をあげてまいりましたが、地方分権の進展に伴い自治体の負担は増大し、一方、市民の求めるサービスも複雑多様化している状況であります。

教育分野においても、本市児童・生徒数は、昭和57年の7,498名をピークに減少し、平成24年5月現在では、ピーク時の約41.1%となる3,082名まで減少しており、今後も減少する傾向となっております。

そうしたなか、学校教育の根幹である小中学校教育において、大きな変化に対応した新しい時代にふさわしい教育が求められており、その環境についても新たな視点での整備が望まれています。

そこで、児童・生徒にとってより良い学習環境の創造や学校施設の地域の防災拠点としての位置づけなどについて、中長期的な視点も踏まえ、今後の中間市の学校教育行政の進め方についての大きな柱と基本的方向性について貴会の意見を求めます。

記

1 学校の統廃合について

学校規模が縮小傾向にあることから、学校数を適正規模に再編することで、児童・生徒の学習、生活の場としてふさわしい環境を構築し、学校関係者及び地域住民の方々とともに新しい学校づくりを進めるための手段として、学校の統廃合について意見を求めます。

2 小中一貫校、中高一貫校について

一貫教育は、小学校と中学校、中学校と高等学校の接続を円滑化でき、より豊かで効果的な教育活動を展開できることとされております。

そこで、本市が進むべき一貫教育の方向性について意見を求めます。